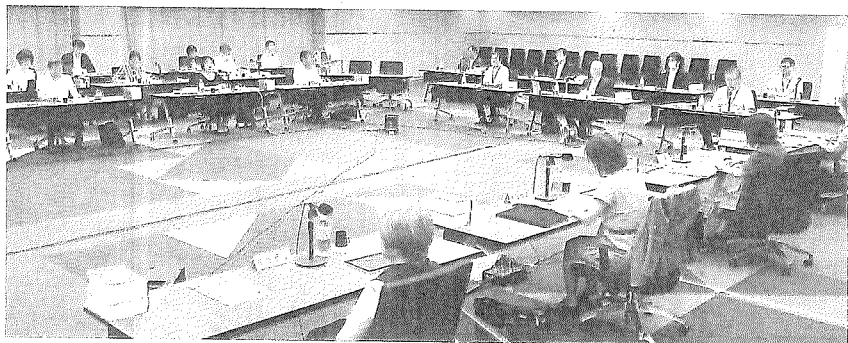


共同親権導入を明記



法制審議会の部会に臨む委員ら(29日午後、東京都千代田区)＝若杉和希撮影

法制審たとき台

「暴力で離婚」は対象外

法務省は29日、離婚後も父母双方に子どもの親権を認める「共同親権」の導入に向け、民法改正要綱案のたたき台を法制審議会(法相の諮問機関)の部会に示した。父母が合意すれば、共同親権を選べるようにすることが柱だ。虐待やDV(家庭内暴力)被害者に配慮した仕組みも明記した。

(政治部 大嶽潤平)

法務省示す

「父母は婚姻の有無にかかわらず、子どもへの責務を果たすために、互いの人格を尊重すべきだ」

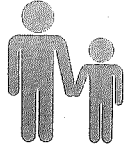
この日示されたたたき台では、こうした原則を踏まえ、共同親権の導入を打ち出した。

現行民法は、婚姻中は父母ともに親権を持つ「共同親権」で、離婚した場合はどちらか一方のみが親権を持つ「単独親権」になると規定している。養育費の支払いや親権のない親と子どもが交流できないといった

たたき台の議論開始
要綱案のとりまとめ
答申
民法改正案を通常国会に提出

2023年 9月

共同親権の導入に向けた要綱案を巡って想定されるスケジュール

現行法	たたき台
単独親権 	親権 父母双方が合意すれば、共同親権を選択できる 父母が合意できなければ、家庭裁判所が共同親権か単独親権かを判断 父母の合意の過程で暴力などの強制があった場合は、親権決定後も家裁の判断で変更可能 DVや虐待があるケースでは、単独親権
父母間の取り決めや家裁の調停・審判がないと発生しない	養育費 最低限の養育費を請求できる「法定養育費」制度を導入
試行的な面会交流の規定なし	面会交流 明文化
請求期間は2年間	財産分与 請求期間は5年間

要綱案たたき台のポイント
トラブルが相次いだことなどを受け、2021年2月、上川陽子法相(当時)が見直しを法制審に諮問し、部会で議論を進めてきた。



法制審は早ければ年度内にも要綱案を取りまとめ、法相に答申する。法務省は来年の通常国会に民法などの改正案を提出することを

視野に入れる。たたき台では、離婚後の親権について、父母が合意すれば、共同親権を選択できると明記した。合意できない場合でも、家庭裁判所が親子や父母の関係を考慮して共同親権か単独親権かを判断するとした。

22年の司法統計では、離婚に関する調停・審判で母親が親権者となった割合は9割を超える。2年前に突如、妻が3人の娘を連れて出て行ったという東京都内在住の40代の男性は、「共同親権が認められれば、子どもの進学などに関与できるようになるかもしれない。一歩前進」と期待した。

共同親権は、離婚後もDVや虐待が続く恐れがあるとして、反対意見が根強い。法務省が2月まで実施したパブリックコメント(意見公募)では、個人の約3分の2が反対だった。たたき台では、「反対派の声にも配慮し、共同親権の弊害を極力取り除く」(法務省幹部)ことを目指し、DVや虐待があった場合は、単独親権を維持した。親権者について、父母間の合意の過程で暴力などの強制があったと認められた場合は、親権が決まった後でも家裁の判断で変更も可能とした。

最低限の養育費制度化

取り決めなしでも 面会交流実施規定

離婚を巡る制度の中で、親権と並ぶ大きな課題が養育費と面会交流だ。父母間の取り決めがなくとも離婚は可能なため、トラブルが相次いでおり、たたき台で改善策を示した。今の制度では、父母間の

取り決めや家庭裁判所の調停・審判がないと金銭を要求することができない。だが、母子家庭では、養育費の取り決めをしている世帯が47%にとまっている。たたき台では、取り決めがなくても最低限の養育費

を請求できる「法定養育費」制度の導入を盛り込んだ。現在は、差し押さえを申し立てるには家裁の調停や公正証書が必要だ。養育費を法律上、他の債権よりも優先させ、差し押さえをしやすくする仕組みも検討し

厚労省の2021年度の調査によると、面会交流が実施されているのは、母子世帯で30%、父子世帯でも48%にすぎなかった。離婚後も父母双方が子育てに関わるのが「子どもの利益」につながる。観点から、たたき台では「試行的面会交流」の規定を盛り込んだ。既に実施されている取り組みだが、法律に明文化することで、早期の面会実施を促す狙い

海外から批判

海外では共同親権が主流だ。20年の法務省の調査では、米国や英国、ドイツなど主要24か国のうち、単独親権しか選べないのはインドとトルコだけだった。最近では、日本人と国際結婚した外国人配偶者が、婚姻の破綻に伴い子どもを連れ去られたと訴えるケースが問題視されている。20年7月には、欧州連合(EU)の欧州議会が、「子の連れ去りの多さを憂慮する」として、日本を名指しで批判した。海外からの風当たりが強まっていることも、共同親権の導入を巡る議論を後押しする形となった。

配慮

フランスやイタリアは共同親権を原則としつつ、虐待のリスクなど子どもの利益に反すると裁判所が判断した場合は単独親権を認められており、今回のたたき台の参考となったとみられる。

だ。

虐待やDVが危惧されるケースでは、子どもの安全・安心を脅かす恐れがあるため、試行的面会交流を認めないとも明記した。

棚村政行・早大教授(家族法)は、「離婚制度を巡る問題を解決するには民法改正だけでは、十分に機能しない。DV対策の強化や、家裁の人員増員など、政府を挙げた多様な支援が必要になってくる」と指摘している。